

ISSJには、児童相談所、児童福祉施設、市町村役場、病院からも相談が寄せられます。

.....こんな相談.....

- 養子縁組に出したい子どもがいる
- 出身国に出生届を出していない無国籍状態の子どもがいるが、どうしたらいいか。
- 外国籍の親が、本国に送還されたり、行方不明になった。

その他内容は多岐にわたります。

60年近い歴史の中で培った知識やノウハウを生かし、常に子どもの福祉を最優先に、関係機関と協働して問題の解決を図ります。ぜひ一度、ご相談ください。



ISSJのあゆみ

当事業団は、1959年に厚生省東児第299号により認可された第2種社会福祉事業を行う社会福祉法人です。また、ジュネーブに本部があるISS (International Social Service) の日本支部でもあります。

- 1952年 日米孤児救済合同委員会を発足し、戦災孤児や混血児童の援助を開始
- 1955年 International Social Service (本部：ジュネーブ) に加盟し、国際間福祉援助を開始
- 1959年 社会福祉法人日本国際社会事業団として厚生省より認可
- 1979年 UNHCRの委託により難民援助事業開始
- 1994年 フィリピンのDSWD (社会福祉開発省) と業務協定を結ぶ
- 2008年 国際養子縁組とハーグ条約を考える会議開催



.....お問合せはこちらまで.....
(月~金 10:00~16:00)

INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN (ISSJ)
OCHANOMIZU K&K BUILDING 3F
1-10-2, YUSHIMA BUNKYOU-KU
TOKYO, 113-0034 JAPAN

社会福祉法人 **日本国際社会事業団**
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-10-2 お茶の水 K&K ビル 3F
電話(03) 5840-5711(代表) FAX(03) 3868-0415
IP 電話(050) 5527-0968
E-mail: issj@issj.org URL: www.issj.org

(日本語、英語、フランス語、タガログ語、タイ語
で対応できます)

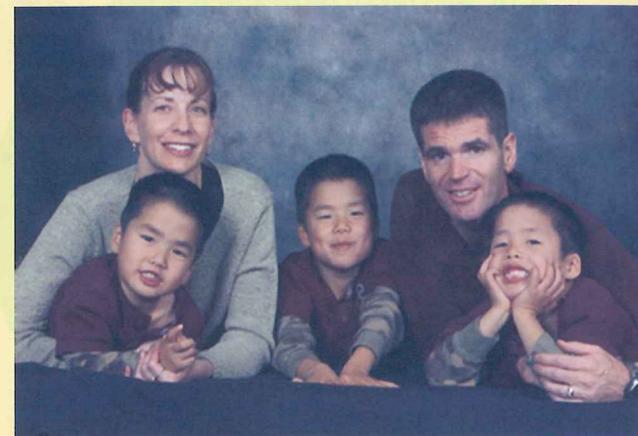


このパンフレットは日本財団の
助成によって作成しております。

児童相談所 児童福祉施設の皆様へ

家庭を必要としている
子どものために！

国籍取得手続きができていない
子どものために！



社会福祉法人
日本国際社会事業団
International Social Service Japan
ISSJ
since 1959

国境を越えて、 愛をつなげる

ISSJには児童相談所から養親を捜してほしいと照会される子どもたちが増えています。子どもたちは概ね3歳以上で、時には就学をしている場合もあります。年齢の高い子どもたちを受け入れてくれる養親家庭を捜すことは日本では非常に難しいのですが、国際養子縁組の経験が豊かな北米や西欧社会では、養子の母国文化を理解し尊重し、子どものあるがままを受け入れてくれる養親家庭がより多く存在します。一方、外国籍の子どもを養子に迎える日本人夫妻もいます。

子どもの委託先には、日本国内に住む養親を優先していますが、海外在住の養親希望者を選定する場合があります。「ひとりでも多くの子どもたちに家庭を与えたい」という思いから、ISSJには国内外の養親希望者から毎日多くの問い合わせが寄せられています。そして、多くの子どもたちが新しい両親のもとで健やかに幸せに暮らしています。



ISSJは「ハーグ国際養子縁組条約」に則り 養子縁組を行っています

1960年6月の厚生省児童局長通知「国際養子縁組の促進について」は、国際養子縁組を進める際にはISSJを活用することを薦めています。

また、厚生労働省の『児童相談所運営指針』の「国際養子縁組」に関する規定で、ISSJと十分連携を図ることが適当であると記されています。



ケース紹介

● 養子縁組に子どもを出したい人への援助

児童相談所から乳児院に暮らす2歳の女の子の受け入れ家庭を捜してほしいという相談を受けました。実母は婚姻していましたが、黒人男性に性的暴行を受けて妊娠しました。実母は女の子を出産した後に養子縁組に出す決心をし、乳児院に預けました。児童相談所と乳児院は、女の子が日本人と黒人のハーフであったため国際養子縁組によって外国人家族に迎えられることが望ましいと考えました。

ISSJは、女の子の受け入れ先に日本在住の英国人の夫婦を推薦しました。人見知りな女の子のためにこの夫婦は辛抱強く何度も施設に通い、徐々に信頼関係を築いていきました。

現在英国で暮らす女の子は、親戚、友人にも歓迎され明るく聡明に育っていると報告を受けています。

● 年齢の高い子の国際養子縁組

児童相談所から7歳の男の子の養子縁組について相談が寄せられました。彼は幼児期に虐待を受け、養護施設に保護されていました。親権者の実母が男の子を養子縁組に出す決心をつけられないまま時は過ぎ、7歳になった彼には国内での里親が見つかりませんでした。ISSJは児童相談所の協力を得ながら実母に国際養子縁組について説明し、彼女の安心と同意を得ることができました。

ISSJは日本在住の米国人夫妻にこの男の子を委託しましたが、委託当初は夫妻を無視したり家出をほめめかすなど、夫妻を試す行動が目立ちました。夫妻は揺らぐことのない愛情で彼を受け止めました。また夫妻は男の子とのコミュニケーションを図るため日本語を覚え、男の子をインターナショナルスクールに編入させるなど、言語の習得に向けて細やかな配慮をしました。

ISSJは、現在は米国で暮らすこの家族から毎年写真を受け取り、男の子の成長を見守り続けています。

